

## はじめに

校則とは、学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲において校長が制定するもの（文部科学省：生徒指導提要）であり、各中学校は長きにわたりそれぞれの校則を継承してきました。

しかし、時代の変化に伴い社会からの要請や価値観が変化してきたことから、本市では市内各中学校にて校則を見直すことが妥当と判断しました。そこで、令和3年度に北九州市立中学校長会校則検討委員会を発足させ、「校則見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を作成しました。

本校では、「見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を基に、生徒の声に耳を傾け、生徒と教職員が協同して見直しに取り組んできました。また、見直した校則はPTA役員会や理事会、学校運営協議会等を通じて保護者や地域の皆様にお示しして参りました。

そこで、このたび本校の校則を広く保護者や地域の皆様にお知らせし、コミュニティースクールとしての学校教育にご協力いただくとともに、地域ぐるみで心身ともに健全な生徒の育成を目指して参りたいとの思いから、学校ホームページへ掲載することとしました。

なお、本校校則は今後も適宜見直しを行い、必要に応じて改定してまいります。その際は、ホームページにてお知らせいたします。

## 校則の見直しの視点（北九州市立中学校長会）

### 「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」について

令和3年9月24日  
北九州市立中学校長会

#### 1. 校則の定義等について

「校則」とは、「学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの」とされている。

文部科学省発行「生徒指導提要」では、校則の見直しは校長の権限と明示されている。現在、北九州市では、各学校において、校則を定めている。

#### 2. 北九州市立中学校長会指導部を中心とした校則検討委員会について

##### (1) 検討に至る経緯について

本市は令和2年度に、近年の気温上昇による暑さ対策や、学校の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景として、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう北九州市スタンダード型標準服を導入した。しかし、3R等の観点等から、各学校の従来型の標準服（詰め襟、セーラー服等）との選択制をとっている。

このような中、校則については、『ブラック校則』が話題となり、従前からの校則や生活点検等の方法について、マスコミから、大きく取り上げられている。こういった中、校則に対して興味・関心が高まる一方で、世間一般の方々から、誤解や不信をもたれる状況も生まれており、各学校において、昨年度より「校則の見直し」について取り組んでいる状況である。また、本件について、北九州市議会や、各種団体、個人から北九州市教育委員会に対して意見が出されている現状がある。

そこで、北九州市立中学校長会が主体となり、本件についての検討委員会を立ち上げ、「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」を作成し、提案することとした。

校長会の担当部は「指導部」が中心となり、適宜、本市教育委員会生徒指導・教育相談課と連携しながら見直しを進めることとする。

なお、各校において見直しを進めるにあたっては、「子どもの権利条約」をはじめとする人権問題（LGBTqを含む）に十分に配慮するとともに、学習指導要領や生徒指導提要等を踏まえ、生徒が主体的に考える機会を設け、保護者や地域の意見に広く耳を傾けることが重要である。

- (2) 検討委員会で予定している「校則の見直し」の在り方
- 「校則の見直し」にあたっては、まず、各学校における校則や生活点検方法の現状について調査を行う。
  - 短期的には、現在、「校則の見直し」に取り組んでいる学校は引き続き行う。また、生活点検の在り方については、できるだけ迅速且つ十分に検討する。
  - 長期的には、令和3年度、各学校において、校則の見直し・改定に向けて校内校則検討委員会等を発足させ、令和5年度からの運用を目指す。  
なお、校内校則検討委員会等は、既存の生徒指導委員会や企画・運営委員会等の組織を活用して行うことを推奨する。

### 3. 各学校における「校則の見直し」に関する基本的な考え方について

- (1) 過去の校則の役割
- 「学校の荒れ」を経験した時代に、細かい規定を定め、規則を守らせることで学校の安定を目指してきた。
  - 学校の秩序を維持し、生徒の健全育成を目指してきた。
- (2) 学校が抱える課題の変化（昭和～平成～令和へ社会が変化）
- 「荒れ」から「不登校」、「いじめ」などへ変化。
  - 発達特性がある生徒への対応へ変化。
  - 国籍、性などの多様性への対応へ変化。
- (3) これからの校則に求められるもの
- 校則を通して、自律した規範意識の育成を目指す。
  - 校則を通して、学校の自治的活動を育む。
  - 校則を通して、学校と生徒・保護者との信頼関係を高める。

### 4. 各学校における「校則の見直し」の検討にあたっての留意点について

- (1) 学校と生徒・保護者との信頼関係を土台とする。  
生徒・保護者が校則の意義について納得できることが大切である。同様に指導する教員も校則の意義を理解するとともに、生徒や保護者に対して、合理的な説明ができることが肝要である。ただ、守らせるためだけの指導にならないようにする必要がある。
- (2) 公開性を保つ  
教職員だけでなく、生徒及び保護者等が校則の見直しに、様々な方法で参画し、内規として閉ざされた校則ではなく、学校・地域・保護者に開かれた校則とする。
- (3) 柔軟性をもち、人権感覚を大事にする。  
社会の変化に、校則が柔軟に対応できる仕組みを構築し、説得力のある校則を目指す。また、世の中の人権感覚と乖離しない校則とする。
- (4) 通知を踏まえる。
- 平成3年4月10日3初中第三七号 文部省初等中等教育局中学校課長通知校則見直し状況等の調査結果について
    - ① 校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
    - ② 思い切った見直しが必要である。
    - ③ 生徒会や学級活動等と連携し、生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。
  - 令和3年3月19日北九教指二第272号 北九州市教育委員会指導第二課長通知学校における校則の見直しについて
    - ① 「校則の見直し」にあたっては、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、積極的に見直すこと。
    - ② 見直しの際は、児童会、生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者などが参加できるように工夫すること。
    - ③ 本人が自認する性別の標準服を認めるなど、個に応じた適切な対応を行うこと。また、人権の視点を持ち、標記の仕方に配慮すること。
- (5) 組織として対応する。  
校内校則検討委員会等を設置するとともに、生徒、保護者（PTA）、地域の意見集約に努め、検討の材料とする。

## 5. 「校則の見直し」についてのスケジュール

【現況】※北九州市立中学校長会指導部が中心

- ・校則と生活点検方法についての実態調査
- ・現行の校則の収集



【令和3年度】

- ・5月 校長会長会にて、経緯説明（会長・指導部長より）
- ・6月 校長会校則検討委員会発足（校長会指導部を中心に）
- ・6月 各区の校長会より意見を聴取する
- ・7月 各区の意見集約  
検討委員会で「校則見直しの視点」検討  
「校則の見直しの視点」（案）作成後、弁護士等交え意見交換  
「校則の見直しの視点」（案）作成
- ・9月 検討委より各学校長へ「校則の見直しの視点」（案）提示  
→各学校へ周知（説明会実施）
- ・10月～3月 「校則の見直しの視点」を踏まえ、各学校で校則見直しに取り組む  
必要に応じて、校長会校則検討委員会開催  
校長会検討委が学校の意見のとりまとめ、情報共有等  
校長会検討委が各学校の取組の集約  
各学校で、改正された校則の周知

【令和4年度】

- ・各校による校則の見直し及び改正された校則の運用
- ・「校則の見直し」の進捗状況の確認 等

【令和5年度】

- ・改正された校則の運用開始

本校の校則（令和4年7月20日現在）※令和4年度 Chuo Life「生徒心得編」より



(1) 学生服のきまり

型		タイプA (詰襟型)	タイプB (セーラー型)	タイプC (北九州スタンダード型)
冬服	上	○学校指定の標準型詰襟学生服	○学校指定(白ライン、白ネクタイ)のセーラー服 ・ネクタイは正しく結ぶ。	○北九州スタンダード標準服
	下	○学校指定のスラックス	○学校指定の紺色のジャンパースカート ・スカート丈は膝が隠れる程度の長さにする。	○北九州スタンダード標準服(スラックス・スカート) ・スカート丈は膝が隠れる程度の長さにする。

夏服	上	○白色無地の開襟シャツ、カッターシャツまたは白色無地のポロシャツ ・ポロシャツは、北九州スタンダード型に準ずるものであれば許可する。		
	下	○学校指定のスラックス	○学校指定の紺またはグリングレー色のジャンパースカート ・スカート丈は膝が隠れる程度の長さにする。	○北九州スタンダード標準服（スラックス・スカート） ・スカート丈は膝が隠れる程度の長さにする。

(2) 学生服・セーラー服・ブレザーの着用期間

◎令和3年度より、学生服の夏服・冬服着用についての移行期間を廃止しています。  
その日の気候や体調に応じて、自分で判断して着用しましょう。

(3) その他の服装等のきまり

◎学校のきまりについては、毎年、見直しを行っており、令和3年度も生徒総会等、生徒の意見をもとにいくつかの変更をしています。現在のきまりは次の通りです。

☆令和3年度 服装などのきまり

		服装などのきまり及び留意事項
学校指定のもの	名札	○学校指定の名札（プラスチック製）を使用し、左胸に必ず安全ピン止めする。 ※着用は校内のみとし、登下校時や校外活動では原則着用しない。
	上靴	○学校指定の学年カラーライン入りひも靴とする。（R4 新入生は赤ライン）
	通学カバン	○学校指定の校章入りのものを使用する。（大：メインバッグ 小：サブバッグ） ※サブバッグのみの登校は原則禁止。
	体操服	○学校指定の体操服上下（夏・冬） 帽子を使用。
通学靴		○白色または黒色を基調とするシューズ。（ハイカットは不可。）
靴下		○白色または黒色の無地。（ワンポイント可） ※短いもの（くるぶしソックス）などは使用禁止。 ○タイツは黒色またはベージュ ※上から靴下を着用すること。

防寒着	<p>○防寒着として以下のものを許可しており、気候に応じて着用可とする。</p> <p>◆防寒着…カーディガン、ベスト、セーター、マフラー、ネックウォーマー、手袋、コート</p> <p>○カーディガン、ベスト、セーターは、黒または濃紺で無地のものとする。 (ワンポイント可)</p> <p>※マフラー、ネックウォーマー、手袋の着用は登下校時のみとする。</p> <p>※コートは黒・紺（事前に学校に持ってきて着用許可を取る可）</p>
ベルト	<p>○ジャンパースカートを着用する場合は、スカートと同色同生地のものとする。</p> <p>※ボタンホックで留める。</p> <p>○スラックスを着用する場合は、黒または濃紺、茶色の単色無地のもの</p> <p>※穴の多いものは不可</p>
髪型	<p>○前髪は目にかからないようにし、後ろ髪が肩よりも伸びた場合は頭頂部よりも下で結ぶ。</p> <p>○ゴム、ピン留めを使用するときは、黒、紺、茶の単色のものを使用する。</p> <p>※パーマ、脱色、染色、付け髪などは禁止。また、整髪料などの使用も禁止。</p> <p>※眉や額をそったり、頭髪に細工をしたりしないこと。</p> <p>※ツブブロック、アシンメトリー、ソフトモヒカンなどは禁止。</p>
その他	<p>○危険物や学校に不要なもの（スマホ等）は持ってこない。</p> <p>○制汗剤を使用する場合はシート状で無香料のものとする。（スプレーや液体タイプは不可）</p>

本校の校則は、令和4年度生徒総会を受け、本年度の見直しを行いました。準備ができ次第、掲載して参りますので、しばらくお待ちください。